

ETC クレジットカードを利用した高速道路利用に係るインボイス対応について

2023年10月から適格請求書等保存方式(インボイス制度)が開始されることに伴い、高速道路の利用について有料道路自動料金収受システム(ETCシステム)により料金を支払い、ETCクレジットカード(クレジットカード会社がETCシステムの利用のために交付するカードをいい、高速道路会社が発行するETCコーポレートカード及びETCパーソナルカードを除きます。)を利用した高速道路利用に係るインボイス対応については、国税庁より別紙資料のとおり取り扱って差し支えない旨確認を受けました。資料につきましては[こちら\(別添-1\)](#)をご確認ください。

また、事業協同組合等をはじめとする組合が ETC クレジットカード(ETCコーポレートカード及び ETC パーソナルカードを除きます。)を組合員に交付し、高速道路利用代金の精算等を行っている場合のインボイス対応に関する資料については、[こちら\(別添-2\)](#)をご確認ください。

この取扱いについては、国税庁ホームページのインボイス制度に関する[「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A\(令和5年10月改訂\)」問103\(01-01.pdf\(nta.go.jp\)\)](#)においても示されています。